

経営力強化に向けた 事業計画策定セミナー

受講料
無料

事業計画は、自社が将来あるべき姿に到達するための“道しるべ”となるもので、企業の発展にとって必要不可欠なものです。また、小規模事業者持続化補助金(※)などの各種補助金申請においても、事業計画書の作成は必須となります。

本セミナーでは、経営力強化のための事業計画策定への第一歩として、持続化補助金の申請を例に事業計画の策定の方法をわかりやすく解説いたします。セミナー終了後に、無料の個別相談会も実施いたします。

事業計画策定に興味をお持ちの方、
売上・利益を拡大したい方、
販路拡大を図りたい方など、
この機会に是非ご参加ください！

※小規模事業者持続化補助金とは...（詳細裏面）

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組み(チラシの作成・店舗改装・展示会への出展など)に対し、**対象経費の2/3、上限50万円**(創業枠は上限200万円)が受けられるものです。

持続化補助金に申請を検討中の方は、是非ご参加ください！



セミナー内容

- 事業計画作成の考え方・進め方のポイント
- 経営環境分析・事業分析・課題の抽出方法
- 経営戦略の立案・戦略実現への展開
- 補助金の活用と申請に必要な事業計画

【講師】

中小企業診断士
原 祐治 氏

日時

令和8年11月9日(月)14:00～15:00

※セミナー終了後に個別相談会(無料)を実施

会場

山ノ内町文化センター 郷土資料室(山ノ内町平穏4015-1)

対象

小規模事業者

(常時使用する従業員数が20人(宿泊業等を除く商業・サービス業は5人)以下の事業者)

定員

15名 ※定員に達し次第締め切ります。

主催

山ノ内町商工会(電話 0269-33-5666)

「経営力強化に向けた事業計画策定セミナー」参加申込書

参加申込締切 令和8年11月2日

山ノ内町商工会 宛 (FAX:0269-33-2765 Eメール:yamashou@alto.ocn.ne.jp)

事業所名		電話番号	
受講者名		個別相談	希望する ・ 希望しない ※いずれかに○印をご記入ください

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

小規模事業者持続化補助金とは

【 事業目的 】

小規模事業者※が商工会等の支援を受けながら経営計画を策定し、その計画に基づいて実施する**販路開拓を目的とした取り組み**に要する経費の一部が補助される補助金制度です。

※常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【 補助率・補助上限額（詳細は公募要領をご参照ください） 】

	補助上限	上乗せ特例	補助率
一般型通常枠	50万円	インボイス特例 50万円 賃金引上げ特例 200万円	2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者3/4)
創業型	200万円	インボイス特例 50万円	2/3

【 補助対象経費（詳細は公募要領をご参照ください） 】

費 目	内 容
機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置等(集客向上のための店内設備、新たなサービス提供のための製造機械など)購入の経費 ※通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外
広報費	チラシ・カタログの外注や発送、新聞や雑誌への広告出稿、看板の作成など ※単なる会社の営業活動に活用される広報費は、補助対象外(例えば、商品・サービスの宣伝広告がないもの)
ウェブサイト関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイトやEC サイト、システム(オフライン含む)等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費 ※ウェブサイト関連費のみによる申請は不可。当経費の申請額の上限は税込30万円までです。
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
旅費	補助事業計画に基づく販路開拓(展示会等の会場との往復を含む。)等を行うための旅費
新商品開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
借料	補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
委託・外注費	上記に該当しない経費であって、補助事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために支払われる経費(自ら実行することが困難な業務に限る。例えば店舗の改装工事など)

【 直近募集回(一般型通常枠第20回、創業型第4回)の申請締切日等 】

- ・ 申請締切日:令和8年12月15日(火)、事業支援計画書(様式4)発行の受付締切日:12月4日(金)
補助金の申請をするには、商工会が発行する「事業支援計画書(様式4)」が必要になります。
様式4の発行には、申請に必要な書類の様式2・様式3などを商工会にご提出いただく必要があります。
様式2・様式3は実施していただく具体的な補助事業計画を記述するものです。
- ・ 採択結果公表時期:採択結果の公表は令和9年3月頃の見込み
- ・ 補助事業の実施期間:交付決定日(令和9年3月以降)～令和10年3月31日(金)まで

補助事業(一般型・通常枠)詳細



持続化補助金 通常枠 商工会

🔍 検索

補助事業(創業型)詳細



持続化補助金 創業型

🔍 検索